

技術相談対応要領

2017年10月1日作成

2022年5月21日第1回改訂承認

(目的)

第1条 本要領は、千葉県支部が行う技術相談に関して必要な事項を定める。

(適用)

第2条 千葉県支部が行う以下の技術相談を対象とする。①千葉市産業振興財団 ②千葉県東葛テクノプラザ
③千葉県支部事務所

(技術相談への対応)

第3条 千葉県支部が行う技術相談の実施においては、本要領の上位規定である「技術士業務について外部からの依頼に関する要領(IPEJ 505-要領-05-2022)」に準拠して行い、具体的な技術相談の対応は本要領の手順に従い実施する。

(技術相談業務)

第4条 技術相談の対応は、以下の手順で行う。

(1)相談者との窓口対応

相談の概要をヒアリングし、相談事項が自分で対応可能な場合、その場で必要な情報提供・助言を行う。相談内容が自分の専門分野以外の場合は、相談者に後日、対応する専門家について連絡する旨を伝え、技術相談小委員会委員長に対応可能な専門家相談員の選定を依頼する。技術相談小委員会委員長は、技術相談員メンバーまたは人材登録情報から対応可能な専門家を決定する。

(2)窓口相談後の対応

連絡を受けた「対応者」は、相談者とのコンタクトを開始する。

(3)相談企業の課題解決

その後、「対応者」が企業の問題解決の協力をすることになれば、必要により企業との個別契約にて業務を実施する。

(4)相談の終了

技術相談の初期の目的が達成し終了した場合、「対応者」は、終了の旨を技術相談小委員会委員長へ連絡する。技術相談小委員会委員長は、相談案件リスト表に概要を記載しフォロー状況を把握する。

付則

この規定は、2022年5月21日より施行する。

技術相談窓口の対応

千葉県支部技術相談小委員会

項目	内容	備考
技術相談の体制	実施中の定例技術相談	
千葉市産業振興財団	毎週木曜日 10:30～15:00 場所：千葉中央ツインビル 2号館 8F	TEL:043-201-9507 (産業創造課 梶智裕氏)
千葉県東葛テクノプラザ	毎週金曜日 10:00～16:00 場所：千葉県東葛テクノプラザ	TEL:047-133-0139
千葉県支部事務所	月～金曜日 10:30～15:00	TEL:043-301-2032

